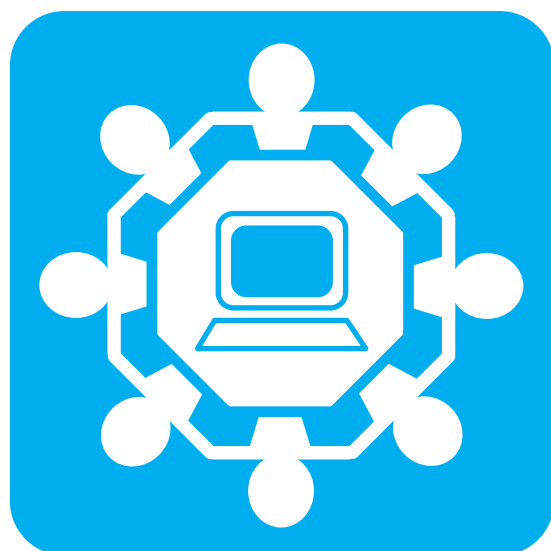


西東京市後期基本計画

◇ 各 論 ◇

協働で拓くまちづくり



分野全体を取り巻く状況

市民の価値観・ニーズの多様化や、地方分権の進展など地域を取り巻く環境が変化
する中、地域課題も複雑化しています。

こうした中、行政だけでなく市民自らも
地域のことを考えるとともに、市民活動団
体・NPO、企業、大学、行政などの地域
の多様な主体が相互の協働により、まちづ
くりに取り組む必要があります。

西東京市では、これまで地域コミュニテ
ィ形成のための事業に取り組むとともに、
市民まつりへの支援や西東京ボランティア
・市民活動センターとの連携を行うなど、
市民主体のまちづくりを進めてきました。

また、協働によるまちづくりに向けては、
各分野での共同事業の実施やNPO等企画
提案事業の実施に取り組むとともに、市民
活動団体との協働の基本方針のもと、市民
協働推進センターゆめこらぼを開設するな
ど、市民活動団体・NPOとの協働のまち
づくりのための基盤整備に取り組んできま
した。

引き続き、市民自らによるまちづくりに
対する支援や、市民活動団体・NPO・企
業・大学・行政などが協働するしくみづく
りを進めていく必要があります。

分野全体の目的

まちに暮らし、まちを支える市民が自分
たちのまちを創っていくという市民主体
のまちづくりを進めるために、地域におけ
る良好なコミュニティづくりが求められ
ています。人と人とのつながりを深めるた
め、活動の支援や活動の場の充実を図りま
す。さらに、市内での交流にとどまらず姉
妹都市・友好都市との交流、世代間交流な
どふれあいの機会を創出していきます。

また、まちづくりの推進に向けては市民
活動団体・NPOとの協働が重要になって
きました。市民の参加を推進するととも
に、行政と市民活動団体・NPOや企業・
大学など、各種団体との連携のしくみを構
築していきます。

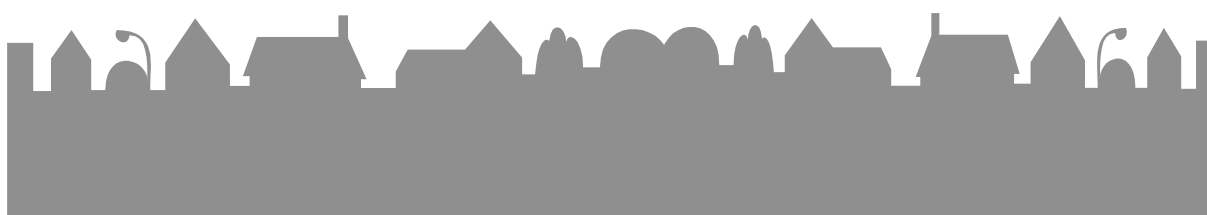
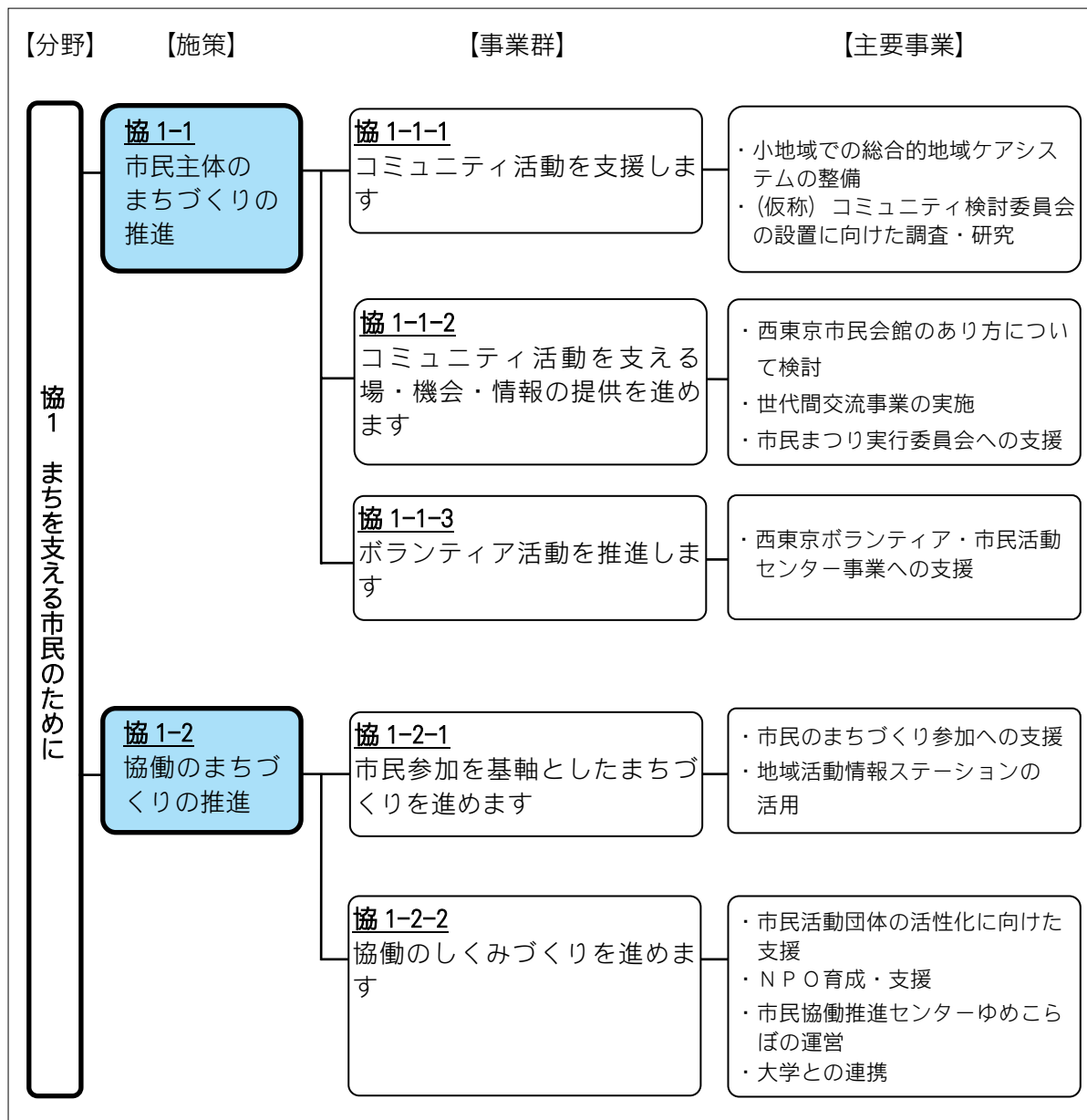
用語解説

市民活動団体との協働の基本方針：この基本方針における「協働」とは、市民活動団体と市とが「①相互に対
等な関係のもと、②互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、③共通する課題の解決や目標の実現に
向けて協力すること」をいいます。ここでの市民活動団体とは、営利を目的とせず公共的な課題の解決を目的・
目標に掲げ活動している民間の団体を指します。具体的には、特定非営利活動法人（NPO法人）やボランテ
ィア団体、狭義の市民活動団体などを想定しています。

西東京市としては、協働にあたって、次の5つの基本方針での協働を推進します。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 協働を推進する体制の構築 | (4) 相互理解の促進 |
| (2) 協働しやすい環境の整備 | (5) 協働事業の評価システムの構築 |
| (3) 協働で実施する事業の検討・拡充 | |

■ 協1 まちを支える市民のために～全体構成～



施策を取り巻く現状

本市では、コミュニティ活動・市民活動が活発に行われています。これまでも、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入など、コミュニティ活動・市民活動を行いやすい環境づくりに取り組んできました。

平成20年度には、生涯学習推進計画を策定し、コミュニティ活動・市民活動と連携した市民主体のまちづくりを推進しています。

しかし近年、人口増加などにより地域を取り巻く環境は大きく変化しています。場・機会・情報の提供の要望など、コミュニティ活動・市民活動への市民の意識が高まっています。また、地域間交流の積極的な推進の必要性の指摘もあります。

今後は、社会環境の変化に応じて、市民活動を促進するための環境づくりをさらに充実させることが求められます。特に、今後も増加する高齢者世代がまちづくりに参加できるしくみづくりが重要です。

また、市民活動の中心となる地域組織についての調査を行い、適切な支援を行っていくことが必要です。

施策全体の課題

社会環境の変化や市民活動への市民意識の高まりに応じて、コミュニティ活動・市民活動への支援を充実させることが必要です。

運営面での支援やコミュニティ施設の改修をはじめ、地域交流活動事業の実施などにより、コミュニティ活動・市民活動のための場・機会・情報の提供を進めることが重要です。

また、市民活動などを促進するため世代間交流を促進し、まちづくりに積極的に参加できる環境をつくることが重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・地域コミュニティ活動、市民活動への支援
- ・世代間交流の促進
- ・コミュニティ施設の改修
- ・地域コミュニティの実態調査

● 地域コミュニティについて

地域コミュニティとは、地域の人々が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツなどの人々の生活に関わりあいながら、住民相互の交流が行われている地域、あるいはそのような地域の人々の集まりを示しています。これまでは、自治会・町内会などが代表的な存在でしたが、現在では活動のテーマを柱とした幅広い地域間でのつながり、インターネットなどでの集まりなども地域コミュニティの一つです。

現在では、行政の財政難・地域の細かなニーズへの対応・地域社会への住民参加の促進などの点で、地域コミュニティによる地域課題の取組が求められています。特に、少子高齢化を背景とした地域での子育て支援、高齢者、障害者など自立支援、景観などの分野でさまざまな地域コミュニティによるまちづくりがより強く必要とされています。

協 1-1 市民主体のまちづくりの推進の目標

市民の視点にたった活動の場や機会を充実させ、市民が主体的にいきいきと“まち”で暮らすための条件を整えます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「市民主体のコミュニティ活動の支援」に対する市民満足度	16.0%	20.0%	↗	コミュニティ活動を支援するうえで市民のニーズがどこにあるかを把握することで、市民参加を推進することが可能になります。市民意識調査で把握します。
市民まつり来場者数	95,000人	98,000人	↗	市民交流の場としての市民まつりを活性化させることにより、コミュニティ活動のさらなる推進が期待されます。
ボランティアの登録者数	298人	400人	↗	ボランティアをしたい人を登録し、地域のコミュニティ形成及び活動の活性化が期待されます。

課題解決へ向けた主な取組

協 1-1-1 コミュニティ活動を支援します

- ・ 公民館や地区会館、集会所、児童館などを通じて生まれる、自主活動グループや子育てサークルなどのコミュニティ組織が活動しやすいような環境の充実を図ります。地域の人たちが自ら住みやすいまちをつくっていく活動を支援します。
- ・ 自主活動グループ、自主防犯・防災組織、子育てサークルなど、市民の主体的な地域活動や西東京市ならではの地域コミュニティのあり方について研究・検討していきます。

協 1-1-2 コミュニティ活動を支える場・機会・情報の提供を進めます

- ・ 市内各種コミュニティ施設については、現在ある施設を有効に活用しながら、老朽化などを踏まえて、計画的に整備していきます。
- ・ 姉妹都市である福島県南会津郡下郷町や友好都市である千葉県勝浦市・山梨県北杜市須玉町との今後の交流のあり方について検討していきます。
- ・ 高齢者と児童、核家族の子育て世代と祖父母世代との交流など、世代間の交流の機会をつくります。
- ・ 市民交流の場である市民まつりをさらに活性化するよう支援していきます。

協 1-1-3 ボランティア活動を推進します

- ・ ボランティア活動に関する情報提供を行い、ボランティアをしたい人、してほしい人のマッチングをするなど、社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどと連携して、ボランティア活動、市民活動の支援を行います。
- ・ ボランティア活動をさまざまな側面から支援するとともに、地域の活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促します。

施策を取り巻く現状

本市では平成 14 年度に市民参加条例、平成 19 年度には、「市民活動団体との協働の基本方針」を策定するとともに、平成 20 年度に市民協働推進センターゆめこらぼの設置や地域活動情報ステーションの運用を開始するなど、協働のまちづくりに向けた基盤整備を進めてきました。また、NPO 等企画提案事業を実施するなどの先駆的な取組を行ってきました。

しかし、市民活動団体・NPO の設立に関する相談が増加する一方で、人材や資金面での充実といった団体としての課題も見受けられます。また、個人・民間企業・NPO などと市が、それぞれの立場を自覚し、信頼関係を築くとともに、積極的に協力できる体制を整え、協働のまちづくりをさらに推進していくべきという指摘もあります。

そのため、これまでの協働に向けた基盤整備を基本に、市民活動団体・NPO の自立や、経営基盤強化といった視点から、協働のあり方を検証することが必要です。

また、今後は地域に存在する重要な資源である大学と、より一層の連携を進めることによって、より魅力的なまちづくりの基盤を整備していきます。

施策全体の課題

協働のまちづくりを推進するためには、市民活動団体・NPO と行政が協働するための環境づくりが重要です。

市民活動団体・NPO が環境の変化に対応して自立した活動するために、行政がその支援・育成に取り組むことが必要です。

例えば、指定管理者制度や NPO 等企画提案事業などを適切に運用・実施することによって、市民活動団体・NPO と行政の役割分担の視点から公共サービスのあり方を見直すことが重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ NPO などの自立に向けた育成、支援
- ・ 市民活動団体・NPO・企業・大学との連携によるまちづくり



協 1-2 協働のまちづくりの推進の目標

責任をもって主体的にまちづくりに参画する市民や団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出し合い、協働でまちづくりを進めることをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
審議会などに選任された市民委員の数	83人	100人	↗	審議会などに市民委員の方が参加することが定着しつつあり、今後も参加の促進をめざします。
NPOなどと市が協働で行う事業の提案件数	12件	20件	↗	NPO等企画提案事業を通じた市民と行政の協働の試みが浸透し、市民団体の社会的信用度が高まる結果を生み、結果として相互の理解が深まります。
企業・NPOなどと市が協働している数	38件	50件	↗	市内の企業、大学、NPOなどとの協働のしくみづくりを進め、交流・連携を進めていきます。

課題解決へ向けた主な取組

協 1-2-1 市民参加を基軸としたまちづくりを進めます

- 「西東京市市民参加条例」に基づき、市民意見を政策形成過程において取り入れていくため、審議会などへの市民公募枠の確保や市民意見提出手続制度（パブリックコメント）、市民説明会、市民ワークショップなどを実施していきます。
- 事業を展開する過程において、市民の豊かな発想や多様な活動をまちづくりに活かしていくことをめざし、市民が参加しやすいしくみづくりとして、市民協働推進センターや地域活動情報ステーションの運営を行います。

協 1-2-2 協働のしくみづくりを進めます

- 市民協働推進センターゆめこらぼを拠点として、市民活動団体・NPOなどに多角的なサポートを行うことで、新たな活動の担い手の育成や市民活動の一層の活性化を図り、協働によるまちづくりを展開していきます。
- 武蔵野大学とは、相互協力に関する協定に基づき、引き続き人事交流や人材育成、生涯学習の推進に取り組んでいきます。さらに、早稲田大学、東京大学などとの連携のしくみづくりについても取り組みます。
- 市民活動団体と行政との相互理解を深めるため、協働の基本方針・マニュアルの職員への周知・徹底を図り、協働の必要性や具体的な進め方についてなど、職員研修を充実させます。

◆協2 持続発展するまちであるために

分野全体を取り巻く状況

三位一体の改革以後、地方財政を取り巻く状況は厳しさを増しています。また、合併後10年を経過する平成23年度以降は、これまで活用してきた合併特例債の借入も終了し、さらに、地方交付税の合併算定替えによる特例措置も縮減されていきます。こうした状況のもと、まちづくりの新たなステップへの移行に向けて、強固な財政基盤を確立していくことが極めて重要です。そのためには、情報通信技術の活用や、市民に開かれた市政の推進と一体となった行財政改革を進めていく必要があります。

西東京市では、これまで、市報紙面やホームページをリニューアルするなど、情報提供の充実に努めてきました。また、西東京市地域情報化基本計画に基づき、公共施設予約システムの導入や、学校教育における情報化などに取り組んできました。

さらに、地域経営戦略プランの策定と事務事業評価制度の導入を中心に行財政改革を進めるとともに、田無・保谷庁舎の整備、市民窓口におけるワンストップサービスの導入など、身近な市民サービスの向上にも努めてきました。

引き続き、社会環境の変化に対応した、健全な自治体経営に向けた取組を進めていくことが必要です。

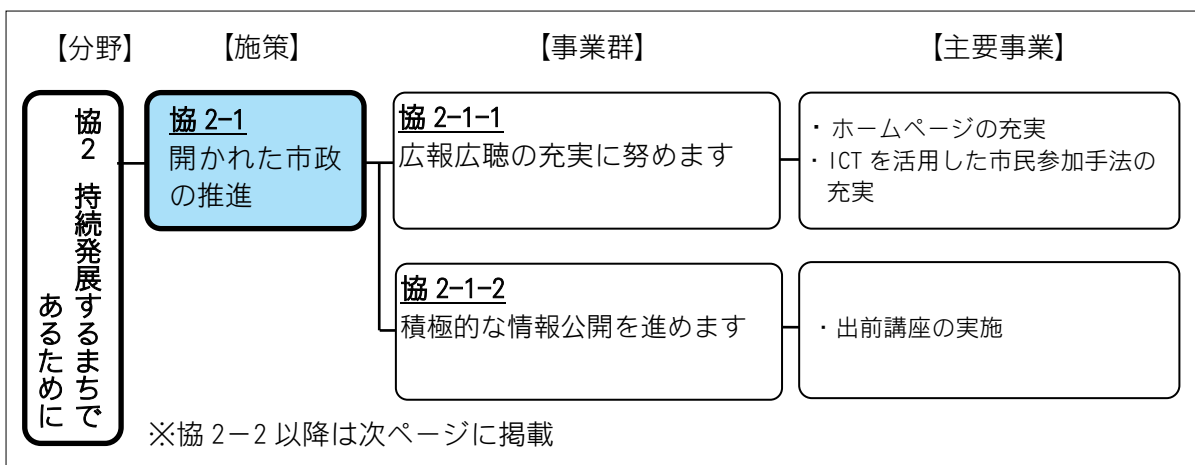
分野全体の目的

市民活動団体と市が協働でまちづくりを進めていくために、情報の共有化を図るとともに市政運営の透明性を高めていく必要があります。開かれた市政を進めるため、情報公開や情報提供を一層充実するとともに、市民の意見や提言などについての受信体制を強化し、双方向の情報提供のしくみを整えていきます。

近年の情報処理・通信技術の目覚ましい進歩により、あらゆる場面で情報化が進展し、インターネットを主流とした情報伝達基盤の構築が進んでいます。市では地域情報化を計画的に推進しているところですが、情報格差の解消やセキュリティの確保にも配慮した取組が必要です。

また、新たな行政需要や地方分権への対応、公共サービスの主体が多様化する中での行政運営のあり方、国・地方を取り巻く厳しい財政環境への対応など、今後とも計画的な行財政改革を推進していく必要があります。さらに、わかりやすい行政評価制度の確立や、行政サービス体制の見直しを進めていくとともに、広域行政の取組や2つに分かれている市役所庁舎に代表される公共施設の適正配置、有効活用に取り組むなど、効率的な行政運営を進め、持続発展するまちを実現します。

■ 協2 持続発展するまちであるために～全体構成～



■ 協2 持続発展するまちであるために～全体構成～

【分野】	【施策】	【事業群】	【主要事業】
協2 持続発展するまちであるために	協2-2 地域情報化の推進	協2-2-1 いつでもどこでもだれでも利用できる暮らしの情報化を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報総合ネットワークの構築 ・災害情報提供システムの構築について検討 ・環境情報の提供及び環境学習の推進 ・教育情報センター機能の充実 ・小中学校コンピュータ環境整備の推進 ・不登校児童・生徒サポートネットワークシステムの構築 ・生涯学習情報提供システムの整備、活用 ・図書館管理システムの拡充と情報サービスの充実 ・ICTを活用した市民参加手法の充実 ・ハローワークと連携した就労情報の提供 ・地域活動情報ステーションの活用
		協2-2-2 行政手続きなどの電子化を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票等自動交付機の設置 ・地方税電子申告システムの構築について検討 ・ホームページの充実 ・行政関連情報の運営管理
	協2-3 健全な自治体経営の推進	協2-3-1 行財政改革を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな行財政改革大綱の策定及び推進
		協2-3-2 行政評価を実施します	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価制度の実施
		協2-3-3 行政サービス体制の改善を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口・ワンストップサービスの実施
		協2-3-4 市民が利用しやすい庁舎づくりに努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・田無庁舎整備事業 ・保谷庁舎・敷地整備事業 ・庁舎機能の整理統合についての検討
		協2-3-5 分権時代にふさわしい職員づくりに努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づく人材育成の推進
		協2-3-6 広域行政の推進を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩北部都市広域行政圏協議会での調査・研究

施策を取り巻く現状

市民に開かれた市政の実現は、市民の市政への理解を深め、協働のまちづくりを進める上でも重要です。

西東京市では、広報紙、ホームページ、コミュニティラジオ、CATVなどの情報媒体を活用し市政の情報提供に取り組んでいます。

また、文書管理システムを活用し、情報公開にも積極的に取り組んでいます。

現在、ホームページへのアクセス数は増加傾向にあります。情報公開についても、公文書検索システムを利用した市民からの公文書開示請求など、情報通信技術を用いた情報提供を進めています。

今後も市政情報に対するニーズは高まっていくことが予想されます。人口の流入・流出により新しい市民も増加しており、そうした人々に対して市政への理解を深めてもらうためにも、市政の透明性を高める取組を進めていきます。

施策全体の課題

市政情報に対するニーズの高まりに対応するために、今後も多様な情報媒体を活用して市政情報の発信に取り組んでいく必要があります。

特に広報紙については、全世帯に行き届く媒体として、政策・施策が決まったあとに伝えるのではなく、政策・施策の形成過程の公開、さらに政策・施策への市民参加を呼びかけるなどの政策広報への転換が必要です。

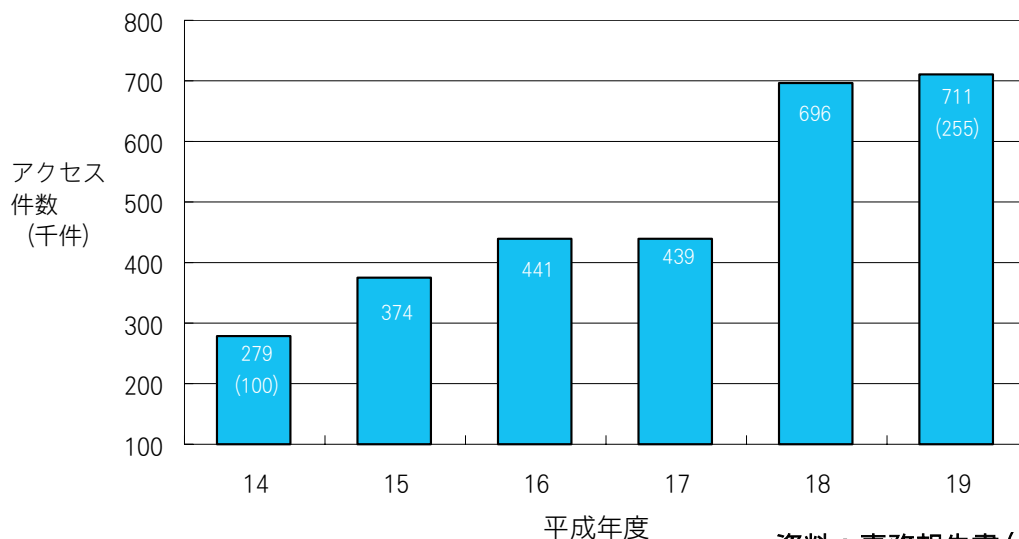
また、情報公開については、市民の市政情報に対するニーズに的確に応えるため、公文書の保存及び管理のしくみを整備し、行政資料の提供を充実させていく必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・「広報西東京」の充実
- ・情報公開のための体制の整備

市ホームページへのアクセス数の推移

※（ ）内の数字は、平成14年度を100としたときの指数



資料：事務報告書(各年度)

協 2-1 開かれた市政の推進の目標

市民が情報を得やすいしくみを整えるとともに、情報管理に関する職員の知識・運用の向上を図り、市民と市との双方向の情報交流や市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
市ホームページへのアクセス数	710,938回	1,000,000回	↗	ホームページ環境を改善することで利用者が拡大し、市政の情報を市民がより多く把握できることにつながります。

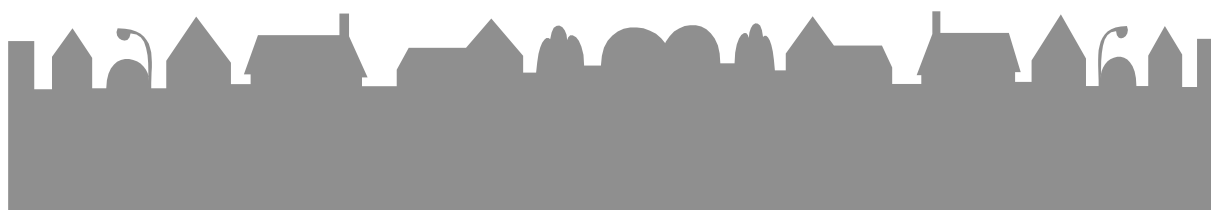
課題解決へ向けた主な取組

協 2-1-1 広報広聴の充実に努めます

- ・ 市民が情報を得やすい環境の整備として、「広報西東京」、ホームページ、コミュニティ放送局、CATVを通して市民への情報提供を充実させます。
- ・ 高齢者や障害者など、すべての市民が情報を得ることができるよう情報発信に取り組みます。
- ・ 市民の意見を聴く手段として、ホームページなどのインターネットの活用を図るとともに、モニターや懇談会の設置など、積極的な市民の声の把握に努め、市民と市との双方向の情報交流ができるしくみを実現していきます。

協 2-1-2 積極的な情報公開を進めます

- ・ 公文書の保存及び管理のしくみを整備するとともに、公文書の開示や行政資料の提供を行うなど、市民への積極的な情報公開を推進します。
- ・ 情報公開手続の電子化について一層の市民周知を図り、インターネットによる情報提供を充実させます。
- ・ 情報提供の手段として「出前講座」を引き続き実施します。
- ・ 積極的な情報公開を推進し、市政の透明化、市民との市政情報の共有化をめざします。



施策を取り巻く現状

近年の情報通信技術の発達が目覚しく、総務省によればインターネットの人口普及率は約70%以上となるなど、情報化社会は現実のものとなりつつあります。

こうした情報化の進展にあわせて国でも平成18年から「IT新改革戦略」が始まっています。

西東京市では、地域情報化基本計画に基づき市ホームページの充実や公共施設予約システムの導入、学校教育における情報化などに取り組んできました。また、電子政府に向けた国全体の取組を受けて、総合行政ネットワークの構築にも取り組みました。さらに、インターネットを活用した市民参加・市民によるまちづくりを推進してきました。

一方で、情報化にはばく大な投資や維持管理経費が必要であり、費用対効果や効率的な運用の観点から、市の情報システム全体の最適化を図ることも重要です。

今後も情報通信技術の発達と普及が続くことが予想されますが、現在、進めているシステム最適化の視点を踏まえて、行政サービスの電子化などに取り組んでいくことが求められます。

施策全体の課題

市民参加の促進や地域社会の高齢化に対応した人にやさしい情報化のしくみづくりが必要です。

システム最適化の視点を踏まえて、電子申請システムや地方税電子申告システムなど、行政サービスの電子化を推進する必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 市民同士のコミュニケーション強化
- ・ 市民参加の促進
- ・ 地域経済活性化
- ・ 市ホームページの利用しやすさの向上
- ・ 高齢者や障害者にとっても使いやすい情報システムの構築
- ・ 行政サービス電子化の継続・最適化

用語解説

「IT新改革戦略」：政府のIT戦略本部が平成18年1月に発表したIT戦略です。「IT新改革戦略」は、わが国の最初のIT戦略である「e-Japan戦略」と「e-Japan戦略II」に続く戦略で、平成22年度までのIT政策の方向性を展望しています。

平成13年に発表したe-Japan戦略で「5年以内に世界最先端のIT国家になる」という目標を掲げ、その達成に向けたIT基盤の整備を進めてきました。さらに平成15年にはe-Japan戦略IIを発表し、「元気・安心・感動・便利」社会を実現するための利用者視点でのITの利活用促進に重点的に取り組んできました。IT新改革戦略では、これまでの成果や課題を踏まえ、今後はITの利活用で世界を先導するとともに、少子高齢化や環境問題、安全・安心の確保などのわが国が直面するさまざまな社会的課題に対し、ITによる構造改革を推進して対応しようとしています。

協 2-2 地域情報化の推進の目標

人と人とが出会い・対話する豊かな情報交流が生み出す、新しいかたちのコミュニケーション社会の創出をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「電子申請等の地域情報化対応」に対する市民満足度	23.3%	30.0%	↗	行政サービスの電子化によって、市民は得たい情報を容易に手にする機会が広がります。市民意識調査で把握します。
自動交付機による交付件数	72,547件	118,000件	↗	利便性の向上と市民の行政への信頼度の上昇につながるとともに、窓口の行政サービスが効率化されます。

課題解決へ向けた主な取組

協 2-2-1 いつでもどこでもだれでも利用できる暮らしの情報化を進めます

- ・ 地域情報化基本計画に基づき、こころの交流を大切にされた地域情報化を推進します。
- ・ 安全に暮らすことのできる防犯・防災・交通・環境の情報、安心して暮らすことのできる医療・福祉の情報などを、だれでも簡単に得ることができるしくみづくりを進めます。
- ・ 市民同士のコミュニケーションや市民と行政のコミュニケーションを活性化し、人々とのつながりを大切に育てるとともに、市民のアイデア、ノウハウ、知恵をまちづくりに活かせる情報化を進めます。
- ・ 地域経済が活性化し、にぎわいと活気があふれるまちとなるよう、特産品・新商品・各種イベント・求人・リサイクルなどのあらゆる情報を提供できるしくみを、市民・事業者・行政の協働により検討します。

協 2-2-2 行政手続などの電子化を進めます

- ・ 時間や場所に制約されない行政サービスを提供するための電子市役所化を推進します。
- ・ 各種の申請や手続きなどがインターネットでできるしくみについて、東京都、区市町村と連携しながら、さらに取組を進めます。

施策を取り巻く現状

実質公債費比率や将来負担比率など、4つの財政健全化判断比率の公表とそれらの算定結果に応じた財政の早期健全化と再生を義務付けた財政健全化法が施行されました。また、資産・債務改革の推進が図られることを目的の一つとした公会計制度改革など、今、地方自治体の財政健全化が強く求められています。

その一方、近年の人口増加や少子高齢化、行政需要の多様化・複雑化などに対しても、限られた財源で、的確に対応していかなければなりません。

こうしたなか、西東京市では、平成18年度からは事務事業評価による行政評価を本格運用しています。平成19年度には、地域経営戦略プランを見直すなど、自治体経営の健全化と行政サービスの向上に取り組んでいます。さらに、窓口サービスについても、保谷庁舎に総合窓口を設置するなど、ワンストップ化の取組を進めています。

今後も社会や都市構造の変化に対して柔軟に対応し安定的な行政サービスを維持するためには、健全な自治体経営が不可欠です。

これに対応して持続発展するまちづくりを行うために、行財政改革を推進するしくみ全般について、再構築を図りながら推進していく必要があります。

施策全体の課題

健全な自治体経営のためには、行財政改革の推進、行政評価の効果的な運用によって行政のスリム化と公共サービスの最適化に取り組む必要があります。

行政評価については、事務事業評価から施策評価を中心とした制度に再構築し、行財政改革の理念に基づく限られた資源の効果的な配分に資する制度とする必要があります。

また、庁舎などの、公共施設についても、施設配置の現状や更新時期を踏まえ適正な配置と有効活用を図ることが必要です。

そうした観点を踏まえて、平成22年度以降の次期行財政改革大綱を策定することが必要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 次期行財政改革大綱の策定・推進
- ・ 公共施設の適正配置・有効活用
- ・ 行政評価制度の再構築
- ・ ワンストップサービスの充実

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

～行政と市民の情報共有による行財政改革の推進～

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。この法律は、地方公共団体が1年間の収支や将来負担に関する財政指標を議会に報告し、市民の皆さまに公表することを義務づけています。各指標が国の定める基準を超える場合は、財政の健全化に向けた取組を行うことになります。

少子高齢化や市民ニーズの多様化がさらに進展していくなかで、市民サービスの維持・向上を図っていくためには、引き続き行財政改革を推進していく必要があります。市では、今後もさまざまな改革の取組を通じて、財政構造の弾力性・健全性をより一層高めていきます。



協 2-3 健全な自治体経営の推進の目標

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「市政のスリム化と財政基盤の強化」の市民満足度	9.8%	20.0%	↗	大綱を策定することにより、目的をもって計画的に行財政改革を進めることが可能になります。市民意識調査で把握します。
「市の窓口・電話での職員の対応」に対する市民満足度	46.0%	50.0%	↗	量的な削減と並んで必要とされている職員の意識改革・質的向上が達成されることにより、行政の効率的運営につながります。市民意識調査で把握します。

西東京市地域経営戦略プラン

～無駄をなくして効率的なサービスの提供をめざす～

西東京市では、平成17年度に、第二次行財政改革大綱として、平成17年度から21年度までの5年間の取組である地域経営戦略プランを策定しました。

平成19年度は中間年度に当たるため、これまでの取組の成果を検証するとともに、新たに5つの評価指標を設定し、実施項目の進ちょく状況の検証や見直しなどの時点修正を行い、補正版を作成しました。

平成17年度から19年度までの成果

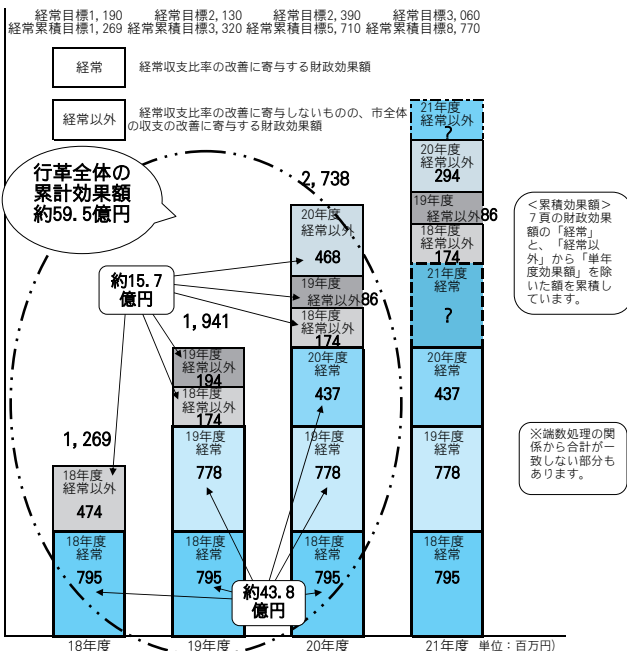
◆経常収支比率の目標

平成17年度 89.3%、平成18年度 89.7%、平成19年度予算ベースで 92.1%と概ね達成できる見込みです。

◆財政効果額

財政効果額については、20年度予算反映までの目標累積財政効果額 57.1億円に対して、43.8億円となっています。ただし、下水道料金の改定による効果額など、決算統計上、経常経費に区されない効果額も含めると、行革の取組全体の効果額は59.5億円となります。

【財政効果額の累計】



◆経常収支比率とは

人件費、公債費などの経常的な支出に対して、市税、地方交付税などの経常的な収入が充当されている割合を示します。この値が低いほど財政の弾力性があるとされます。

課題解決へ向けた主な取組

協 2-3-1 行財政改革を推進します

- ・ これまでの行財政改革の取組を踏まえ、新たな「西東京市行財政改革大綱」を策定するとともに、健全で安定した行財政運営への取組や、適正な執行体制・人事体制の確立などを進め、行財政の効率化やサービスの向上をめざします。

協 2-3-2 行政評価を実施します

- ・ 後期基本計画にあわせて、これまでの事務事業から施策を対象とする行政評価の取組を進めます。

協 2-3-3 行政サービス体制の改善を進めます

- ・ 市民のさまざまなニーズやライフスタイルに対応できるよう、多様なサービスの提供や窓口の改善など、市民から見てわかりやすく利便性が高いサービス体制の確立をめざします。
- ・ 行政サービスの質の確保と責任の所在に留意しながら、民間企業やNPOへの事業委託など、市民との協働による行政運営を行います。

協 2-3-4 市民が利用しやすい庁舎づくりに努めます

- ・ 市民サービスの向上を図るため、田無・保谷庁舎を有効に活用します。
- ・ 市民の利便性と事務執行の効率性などに留意した際の2庁舎体制の課題・問題点の調査を踏まえて、庁舎機能の整理統合についての検討を進めます。
- ・ 公共施設の現状を踏まえた上で、その適正配置、有効活用の取組を進めます。

協 2-3-5 分権時代にふさわしい職員づくりに努めます

- ・ 人材育成基本方針に基づき、社会情勢や市民ニーズに柔軟に対応できる人材の育成を図ります。
- ・ 各種研修への積極的な参加やOJT（職場内研修）の促進に努めます。

協 2-3-6 広域行政の推進を図ります

- ・ 広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策について、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。
- ・ 幹線道路、河川、ごみ処理など、広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます。

● 行政評価（事務事業評価） ～質の高い戦略的な行政運営をめざして～



行政評価とは、行政機関の活動を何らかの統一的な視点と手法によって、客観的に評価することをいいます。評価を通じて出された結果を予算や計画などへ反映することで、より良い行政運営が可能になります。西東京市では、平成18年度から行政評価（事務事業評価）を本格実施しました。平成18年度より、事業所管課による一次評価、事業所管課以外の庶務担当課長のグループによる二次評価を経て、市長、副市長、教育長、各部長から構成される行革本部において最終評価を決定することとしました。

なお、評価結果については、市議会へ報告後、市民説明会及びパブリックコメントを実施します。また、いただいた市民意見については、評価結果と併せて、行財政改革推進委員会（学識経験者及び公募市民から構成された委員会）へ諮り、第三者的な観点から提言をいただくこととしています。